

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次

ページ

告 示

○平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定（保健福祉部所管分 その四）	（保健福祉部総務課）	一三
○生活保護法による指定介護機関等の変更（廃止）の届出	（保護課）	一五
○生活保護法による介護機関の指定	（保護課）	一五
○産業廃棄物処理施設の設置等に係る許可申請の内容の概要等	（廃棄物対策課）	一六
○大規模小売店舗立地法第六条第一項（変更）の届出	（地域産業課）	一七
○土地改良区の役員の退任の届出	（土地改良指導課）	一九
○土地改良区の定款の変更の認可	（土地改良指導課）	一九
○道営土地改良事業変更計画の決定	（土地改良指導課）	一九
○土地改良事業の工事の完了の届出	（土地改良指導課）	一九
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	（治山課）	一九
○公共施設の施設の通知	（建設総務課）	二〇
○道道の路線の認定	（道路整備課）	二〇
○道道の路線の変更	（道路整備課）	二〇
○道道の区道の決定	（道路整備課）	二〇

（保健福祉部所管分 その４）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 母子保健推進事業	市町村（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）	児童環境づくり基盤整備事業（育児等健康支援事業）に要する経費（報酬、賃金、報償費、旅費、消耗品費、食糧費（会食経費を除く。）、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料並びに備品購入費に限る。）	3分の2以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第61号様式 保福第63号様式 保福第70号様式 様式まで	共通第31号様式 保福第62号様式 保福第63号様式 保福第70号様式 様式まで	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健所	

○道路の区域の変更（四件）	（道路整備課）	二一
○道路の供用の開始（三件）	（道路整備課）	二二
○道路の区域の決定及び供用の開始	（道路整備課）	二三
○道路の区域の変更及び供用の開始	（道路整備課）	二三
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可	（砂防災害課）	二四
○第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可	（建築指導課）	二五
公 表		
○平成十四年度北海道改良普及員資格試験の合格者の決定	（農業改良課）	二五
支庁告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		二五
○特定調達契約に係る落札者等の公示		二六
○一般競争入札の実施		二七
道教育庁檜山教育局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		二八

告 示

示

北海道告示第1585号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成14年10月4日

北海道知事 堀 達 也

		改修に要する工事費又は工事請負費				
(2) 母子医療施設設備整備	知事の要請を受け た病院の開設者	1 小児医療施設として必要な医療機械 (新生児集中治療管理室に必要な医療 機械を含む。)の備品購入費 2 周産期医療施設として必要な次の医 療機械等の備品購入費 (1) 周産期集中強化治療室に必要な医 療機械 (2) ドクターカー及びびドクターカーに 搭載する医療機器等	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町 村である場合を 除く。) 保福第33号様式 別に指示する様 式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式	

北海道告示第1586号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。

平成14年10月4日

北海道知事 堀 達 也

名 称 又 は 氏 名	サ－ビス の 種 類	所 在 地 又 は 住 所	届 出 の 内 容
ゆとり介護ステーション	訪問介護 居宅介護 支援	羅臼町麻布町47番地2	平成14. 8. 22 変更・名称
変更前	ゆとり介護ステーション	変更後	ゆとりステーション
変更後	ゆとりステーション	変更町新通7丁目3番地19	平成14. 7. 27 変更・名称
グループ・ホームしらかば	痴呆対応 型共同生 活介護	グループ・ホームしらかば	変更後
変更前	グループ・ホームしらかば	変更後	グループホームしらかばおとふけ
医療法人社団富川駅前クリニック	通所介護	門別町富川南4丁目2番47号	平成14. 8. 1 変更・事業者番号
変更前	通所介護	変更前	0113811442
変更後	通所介護	変更後	0173800483
株式会社スズケンキヤレックス 函館店	福祉用具 貸与	函館市大縄町13番23号	平成14. 8. 31 廃止
名寄事業団居宅介護支援事業所	通所介護	名寄市西8条南5丁目91番地1	同 14. 6. 14 同
指定訪問介護事業所 ふれあいの里	訪問介護	浜頓別町字頓別154番地	同 14. 4. 30 同

北海道告示第1587号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成14年10月4日

北海道知事 堀 達 也

名 称 又 は 氏 名	サ－ビス の 種 類	所 在 地 又 は 住 所	指 定 年 月 日
訪問介護事業所木もれび	訪問介護	帯広市西17条北2丁目4 - 12	平成14. 9. 1
ホームヘルパーステーションななえはま	同	上磯町七重浜2丁目19番28号	同
指定訪問介護事業所ヘルパーステーション華（余市）	同	余市町黒川町12丁目3番地延寿園112	同
介護サボート中央ヘルパーステーションひまわり	同	帯広市西7条南4丁目20番地上磯町久根別2丁目26番6号	同 14. 8. 1 同 14. 9. 9
ケアセンターハビナス	同	帯広市東2条南8丁目2番地2	同 14. 8. 1
同	通所介護	同	同
訪問看護ステーションほっとらいん柳町	訪問看護	音更町木野大通東14丁目5番28 マリーンステーション101	同 14. 7. 1
デイサービスしらかば	通所介護	室蘭市幌萌町43 - 3	同 14. 8. 1

(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 097 - 8558 稚内市末広 4 丁目 2 - 27 北海道宗谷支庁地域政策部環境生活課）に平成14年11月19日（火）までに到着するように提出すること。

北海道告示第1589号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年2月4日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するように提出することができる。

平成14年10月4日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

帯広西18条ジョビングセンター

帯広市西18条北1丁目29 - 1 ほか

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社福原 代表取締役 福原 朋治

帯広市西22条北1丁目13番地

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社福原	帯広市西22条北1丁目13番地	代表取締役 福原 朋治
株式会社ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	代表取締役 鶴羽 樹
株式会社フアーストリテイリング	山口県山口市大字佐山717番地1	代表取締役 柳井 正

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社福原	帯広市西22条北1丁目13番地	代表取締役 福原 朋治
株式会社ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	代表取締役 鶴羽 樹
株式会社フアーストリテイリング	山口県山口市大字佐山717番地1	代表取締役 柳井 正
藤久株式会社	愛知県名古屋市長区高社一丁目210番地	代表取締役社長 後藤 正己
株式会社柳月	帯広市大通南8丁目15番地	代表取締役 田村 昇
株式会社共成レソテム	帯広市西18条北1丁目14	代表取締役社長 黒川 和雄
有限会社ふくら工房	帯広市東2条南8丁目20番地	代表取締役 橋本 崇司
十勝テレビホネットワーク株式会社	帯広市西7条北5丁目6 テレビコムプラザビル	代表取締役社長 花房 政男
株式会社アサヒクリーナー	帯広市西1条南17丁目12番地	代表取締役 飯島 正美

エ 変更の年月日
平成14年9月14日

オ 変更する理由

小売業者変更のため

(2) 届出年月日

平成14年9月20日

(3) 届出書等の縦覧

ア 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道十勝支庁商工労働観光課

イ 縦覧期間

平成14年10月4日（金）から平成15年2月4日（火）まで（日曜日、土曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

2(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

新西帯広ショッピングセンター

帯広市西23条南3丁目62 - 1ほか

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社福原 代表取締役 福原 朋治

帯広市西22条北1丁目13番地

変更した事項

(ウ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社福原	帯広市西22条北1丁目13番地	代表取締役 福原 朋治
株式会社ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	代表取締役 鶴羽 樹
株式会社ニーステツ	東京都中央区新川1丁目22番15号	代表取締役 高田 寛司
株式会社タツミヤ	東京都八王子市曙町1丁目32番13号	代表取締役 曲刈恵美子
齋藤 美洋	河東郡音更町桜が丘2番地17	
株式会社丸信増山商会	河東郡音更町木野大通東4丁目1番地	代表取締役 増中 文正
有限会社向井茶舗	帯広市西18条南3丁目2番7号	代表取締役 向井 崇

有限会社尾田新生園	河西郡芽室町本通1丁目19番地	代表取締役 尾田 憲子
株式会社柳月	帯広市大通南8丁目15番地	代表取締役 田村 昇
有限会社ふっくら工房	帯広市東2条南8丁目20番地	代表取締役 橋本 崇司
ホームツク株式会社	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号	代表取締役社長 前田 勝敏

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社福原	帯広市西22条北1丁目13番地	代表取締役 福原 朋治
株式会社ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	代表取締役 鶴羽 樹
株式会社ニーステツ	東京都中央区新川1丁目22番15号	代表取締役 高田 寛司
株式会社タツミヤ	東京都八王子市曙町1丁目32番13号	代表取締役 曲刈恵美子
齋藤 美洋	河東郡音更町桜が丘2番地17	
株式会社丸信増山商会	河東郡音更町木野大通東4丁目1番地	代表取締役 増中 文正
有限会社向井茶舗	帯広市西18条南3丁目2番7号	代表取締役 向井 崇
有限会社尾田新生園	河西郡芽室町本通1丁目19番地	代表取締役 尾田 憲子
株式会社柳月	帯広市大通南8丁目15番地	代表取締役 田村 昇
有限会社ふっくら工房	帯広市東2条南8丁目20番地	代表取締役 橋本 崇司

株式会社大志堂	札幌市北区北29条西4丁目 2番1	代表取締役 丸山 信雄
ホーワック株式会社	札幌市厚別区厚別中央3条 2丁目1番41号	代表取締役社長 前田 勝敏

工 変更の年月日
平成14年9月8日
才 変更する理由
小売業者変更のため

(2) 届出年月日
平成14年9月20日

(3) 届出書等の縦覧
ア 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道十勝支庁商工労働観光課

イ 縦覧期間
平成14年10月4日（金）から平成15年2月4日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）
ウ 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1590号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鶴川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。
平成14年10月4日

退任年月日	理事・監事の別氏名	住	北海道知事堀達也	所
平成14.9.8	監事阿部正哲	勇払郡鶴川町字米原1153番地の1		

北海道告示第1591号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
平成14年10月4日

北海道知事堀達也

認可年月日 土地改良区名
平成14.9.20 苫前土地改良区
同 門別町土地改良区
同 14.9.24 深川土地改良区
同 14.9.25 新篠津土地改良区

北海道告示第1592号
次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成14年10月7日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成14年10月4日

地区名	事業の種類	北海道知事堀達也
福山第2	畑地帯総合整備【緊急整備型】（農業用排水、農道、暗さよ、土層改良）	北海道網走支庁
居辺	一般農道整備（過疎基幹）	北海道十勝支庁
足寄昭和	農免農道整備	同
瓜幕中央	畑地帯総合整備【緊急整備型】（農業用排水、暗さよ、土層改良、区画整理）	同
中鹿追	畑地帯総合整備【緊急整備型】（農業用排水、農道、暗さよ）	同
鹿追中央	農地保全整備（農地保全）	同

北海道告示第1593号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、小平町の行う土地改良（花岡地区災害復旧（農業用施設））事業の工事を平成14年7月15日に完了した旨の届け出があった。
平成14年10月4日

北海道知事堀達也

北海道告示第1594号
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成14年10月4日

北海道知事堀達也

- 1(1) 解除予定保安林の所在 函館市鉄山町192 (次の図に示す部分に限る。)
- 場所
- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
- た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 解除予定保安林の所在 河東郡士幌町字士幌166の10・166の11 (以上2筆について
- 場所 次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定され 風害の防備
- た目的
- (3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3(1) 解除予定保安林の所在 標津郡中標津町字俣橋1543・1544 (以上2筆について次の
- 場所 図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定され 風害の防備
- た目的
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1595号

帯広開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年10月4日

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量） 北海道知事 堀 達 也
- 2 作業期間 平成14年9月20日から10月7日まで
- 3 作業地域 広尾町

北海道告示第1596号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条第1項の規定により、平成14年9月26日、道道の

路線を次のように認定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月4日

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	北海道知事 堀 達 也
1167	茂辺地インター 線	上磯郡上磯町 (道道上磯厚沢 部線交点)	上磯郡上磯町	-
1168	女満別空港イン ター線	網走郡女満別町 (道道女満別空 港線交点)	網走郡女満別町	-

北海道告示第1597号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、平成14年9月26日、道道の路線を次のように変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月4日

整理 番号	新旧 の別	路 線 名	起 点	終 点	北海道知事 堀 達 也
467	新	栄浜小清水線	網 走 市 字 栄	斜里郡小清水町 字浜小清水	-
	旧	浦士別浜小清 水停車場線	網走市浦士別	浜小清水停車場 斜里郡小清水町	6

北海道告示第1598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月4日

1	道路の種類	道道				
2	路線名	栄浜小清水線				
3	道路の区域	間	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	
	網走市字浦士別284番1地先 (道道小清水女満別線交点) から斜里郡小清水町字浜小清水16番1地先 (一般国道244号交点) まで		12.75mから 76.00mまで	6,189.20m	道道小清水女満別線 交点における5.00m の間及び一般国道 244号交点における 20.20mの間	

北海道告示第1599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月4日

1	道路の種類	道道	北海道知事	堀達也	
2	路線名	舞鶴追分線			

3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
	千歳市協和1168番1地先から 千歳市協和115番13地先まで	前	14.50mから 30.00mまで	605.00m	—
		前	17.50mから 29.00mまで	558.35m	—
		後	14.50mから 30.00mまで	605.00m	—
		後	17.50mから 29.00mまで	558.35m	—
		後	11.50mから 30.00mまで	616.00m	—

北海道告示第1600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月4日

北海道知事 堀達也

1	道路の種類	道道			
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
	路線名	区			国道等との重複区間

乙部厚沢部線
檜山郡江差町字鯨川町604番地先から
檜山郡江差町字鯨川町609番地先まで

		前	12.00mから 17.00mまで	185.77m	北海道函館土木現業所
		後	12.00mから 17.00mまで	185.77m	—
		後	9.00mから 17.00mまで	207.68m	—
		後	14.50mから 14.50mまで	2,059.00m	北海道室蘭土木現業所
		前	14.50mから 14.50mまで	1,998.00m	—
		後	14.50mから 56.00mまで	1,818.00m	—
		後	18.50mから 85.00mまで	—	—

北海道告示第1601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月4日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 明倫幕別停車場線
- 3 道路の区域 区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

北海道告示第1602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月4日

北海道知事 堀 達 也

中川郡幕別町字猿別203番1地先から中川郡幕別町字猿別178番1地先まで	前	15.50mから17.06mまで	528.11m	—
	後	15.66mから17.06mまで	528.11m	—

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所 路 線 名 区 間

変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 縦 覧 場 所

上風連中西別線 野付郡別海町中西別282番4地先から野付郡別海町中西別266番3地先まで 前 14.87 m から 36.94 m まで 1,288.18 m — 北海道釧路土木現業所

後 14.87 m から 36.94 m まで 1,288.18 m —

後 15.40 m から 45.76 m まで 1,275.43 m —

中 標 津 標 茶 線 川上郡標茶町旭1丁目3番16地先から川上郡標茶町開運1丁目1番1地先（一般国道391号交点）まで 前 14.00 m から 20.59 m まで 644.90 m 一般国道391号における16.00mの間 同

後 18.00 m から 20.59 m まで 644.90 m 一般国道391号における16.00mの間

後 10.00 m から 21.70 m まで 651.40 m 一般国道391号における133.10mの間

別 海 厚 岸 線 厚岸郡厚岸町奔渡町6丁目42番3地先から厚岸郡厚岸町奔渡町2丁目20番1地先まで 前 10.14 m から 13.20 m まで 1,194.83 m 同

後 10.14 m から 13.20 m まで 1,193.99 m

北海道告示第1603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示

の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月4日

路線名 供 用 開 始 の 区 間 北海道知事 堀 達 也
道路 岩内洞爺線 磯谷郡蘭越町字旭台338番1地先から 平成14.10.4
磯谷郡蘭越町字湯里688番31地先まで

北海道告示第1604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月4日

北海道知事 堀 達 也
路線名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
道路 平 取 厚 真 線 勇払郡穂別町字栄130番4地先から勇払 平成14.10.4
郡穂別町字栄134番1地先（河川敷地）まで
道路 瑞穂安平停車場線 勇払郡早来町字安平465番1地先から 同
勇払郡早来町字安平449番1地先まで

北海道告示第1605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月4日

北海道知事 堀 達 也
路線名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

1 道路の種類 道路

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名 区 間 変更前後の別

利尻富士利尻線 利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野9番1地先から 前
利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野47番2地先まで 後

道路 平取厚真線 沙流郡平取町字荷菜20番8地先（一般国道237 平成14.10.4
号交点）から沙流郡平取町字荷菜50番7地先ま で

北海道告示第1606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月4日

北海道知事 堀 達 也
1 道路の種類 道路 北海道等との重複区間
2 路 線 名 洞爺湖登別線
3 道路の区域 区 間 敷地の幅員 延 長
有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉後志森林管理 12.11mから 670.44m
署室蘭事務所415林班コ小班から有珠 18.58mまで
郡壮瞥町字壮瞥温泉後志森林管理署室 蘭事務所415林班又小班まで

北海道告示第1607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月4日

北海道知事 堀 達 也

敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間 縦 覧 場 所
17.20mから 430.00m 北海道稚内土木現業所
29.30mまで
13.00mから 430.00m
29.30mまで

本泊利尻空港線	利尻郡利尻富士町鷺泊字本泊256番1（道道利尻富士利尻線交点）地先から利尻郡利尻富士町鷺泊字本泊（利尻空港敷地界）まで	前	19.50mから24.87mまで	538.10m	道道利尻富士利尻線 L = 19.00m	北海道稚内土木現業所
幕 別 停 車 場 線	中川郡幕別町錦町141番27地先から 中川郡幕別町錦町14番4地先まで 中川郡幕別町錦町141番1地先から 中川郡幕別町錦町14番4（道道幕別大樹線交点）地先まで	前	25.50mから55.50mまで	735.24m	道道利尻富士利尻線 L = 19.00m	北海道帯広土木現業所
		後	25.50mから55.50mまで	735.24m	道道利尻富士利尻線 L = 19.00m	
		前	27.27mから27.27mまで	112.50m	—	
		後	27.27mから105.00mまで	138.80m	道道幕別大樹線 L = 10.90m	

北海道告示第1608号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年10月4日

北海道知事 堀 達 也

1	しゅん功認可の年月日	平成14年9月27日	⑨の地点	⑧の地点から方向角327度07分05秒の方向18.46mの地点
2	しゅん功認可を受けた者	大成町	⑩の地点	⑨の地点から方向角50度11分32秒の方向6.51mの地点
(1)	氏名又は名称	久遠郡大成町字都427番	⑪の地点	⑩の地点から方向角100度54分25秒の方向24.80mの地点
(2)	住 所	久遠郡大成町字都427番	⑫の地点	⑪の地点から方向角100度29分20秒の方向32.76mの地点
(3)	代表者の氏名	大成町長 花田千賀志	⑬の地点	⑫の地点から方向角137度47分41秒の方向5.80mの地点
3	埋立区域	花田千賀志	⑭の地点	⑬の地点から方向角182度47分29秒の方向23.49mの地点
(1)	位 置	久遠郡大成町字本陣480番1、48番3、50番2、481番6、481番5、481番4、481番3、481番2、481番1、61番2、65番3、65番2、67番1、67番8、67番5及び67番6地先の公有水面	B 区域	次の⑯の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
(2)	区 域	A 区域	⑮の地点	久遠漁港原点（北緯42度13分13秒、東経139度50分13秒、X = - 197,591.140、Y = - 34,087.670）から方向角279度18分13秒の方向407.98mの地点

	②^㉔の地点 ②^㉕の地点から方向角119度21分35秒の方向11.18mの地点 ②^㉖の地点 ②^㉗の地点から方向角195度19分01秒の方向5.12mの地点 ②^㉘の地点 ②^㉙の地点から方向角212度31分01秒の方向11.51mの地点 (3) 面 積 A区域 2,310.12㎡ B区域 2,487.49㎡ 計 4,797.61㎡（海浜地盛土1,799.10㎡） 4 免許年月日及び番号 平成10年7月7日 砂防第73 - 8号指令 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 大成町
	北海道告示第1609号 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の16の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可した。 平成14年10月4日 1 施行者名称 函館西部開発株式会社 北海道知事 堀達也 2 事業の名称 函館市末広町5番A地区第一種市街地再開発事業 3 事務所の所在地 函館市末広町5番13号 4 事業施行期間 平成13年2月27日から平成15年3月31日まで 5 施行認可の年月日 平成13年2月27日 6 施行地区 函館市末広町5番3～6、5番9～25、5番37～40、5番42 7 変更内容 事業施行期間 変更前 平成13年2月27日から平成14年9月30日まで 变更后 平成13年2月27日から平成15年3月31日まで 8 変更の認可年月日 平成14年9月25日
	平成14年8月27日及び9月18日実施の平成14年度北海道改良普及員資格試験の合格者は、次の合格者名簿のとおりである。 〔「次の合格者名簿」は、省略し、その名簿を北海道農政部農業改良課及び各支庁農業振興部農務課に備え置いて縦覧に供する。） 平成14年10月4日 北海道知事 堀達也

	北海道網走支庁告示第24号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成14年10月4日 北海道十勝支庁長 太田敏夫
	1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア リールマシン（φ62以上、L=300mm以上、レインガン・低圧スプレーノズル兼用型） イ リールマシン（φ62以上、L=300mm以上、レインガン型） ウ 送水ホース（φ75以上、L=7.5m） エ 送水ホース（φ75以上、L=15.0m） オ 減圧弁付ストレーナー (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期日 平成15年3月20日 (4) 納入場所 北海道網走支庁長の指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 契約条項を示す場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課 電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2225 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎2階2号会議室（郵送による場合は、郵便番号 093 - 8585 北海道網走支庁総務部会計課） (2) 入札日時 平成14年11月26日 午後1時30分

第1405号

報 告 公 道 検 査 北

(郵送による場合は、平成14年11月25日までに必着)	
(3) 開 札 場 所	(1)に同じ。
(4) 開 札 日 時	(2)に同じ。
5 入 札 保 証 金	
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。	
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の7及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。	
6 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交 付 場 所	北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課
(2) 交 付 方 法	(1)の場所で交付する。
7 落札者の決定方法	
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。)した者を落札者とする。	
8 契約書作成の要否	
9 そ の 他	
(1) 開札の時にあって、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い	
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
ア 名 称	北海道網走支庁総務部会計課
イ 所 在 地	郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目 電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2225
(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨	

日本語及び日本国通貨	
(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	
(6) 入札の執行は、公開する。	
(7) 詳細は、入札説明書による。	
10 Summary	
A . Nature and quantity of the products to be procured :	
a . Reel Irrigator (over ϕ 62, over L = 300m)	7
(applicable to both rain gun and lower pressure nozzle device)	
b . Reel Irrigator (over ϕ 62, over L = 300m)	3
(applicable to rain gun)	
c . Connecting Water supply hose (over ϕ 75, L = 7.5m)	1
d . Connecting Water supply hose (over ϕ 75, L = 15.0m)	49
e . Pressure reducing with filter	10
B . Bid tendering date and time :	
1 : 30 P. M. November 26, 2002	
(If mailed, bids must arrive no later than November 25)	
C . Contact :	
Accounting Division, General Affairs Department, Abashiri Subprefectural Office, Hokkaido Government, Nishi 3-Chome, kita 7-jo, Abashirishi, Hokkaido, post code 093-8585 Japan Phone : 0152-44-7171 Ext. 2225	
北海道網走支庁告示第25号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	
平成14年10月4日	
北海道網走支庁長 太 田 敏 夫	
1 落札に係る物品等の名称及び数量	
(1) リールマシン (ϕ 62以上、L = 360m以上、レインガン・低圧スプレーノズル兼用型)	1台
(2) リールマシン (ϕ 62以上、L = 300m以上、レインガン・低圧スプレーノズル兼用型)	9台
(3) リールマシン (ϕ 62以上、L = 300m以上、レインガン型)	1台
(4) 送水ホース (ϕ 75以上、L = 7.5m)	61本
(5) 送水ホース (ϕ 75以上、L = 15.0m)	70本
(6) 減圧弁付ストレーナー	17個

- 2 落札を決定した日
平成14年 8月 6日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 緑産株式会社
(2) 住 所 神奈川県相模原市田名3334番地
- 4 落札金額
72,000,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成13年北海道網走支庁告示第13号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道網走支庁総務部会計課
(2) 所在地 北海道網走市北7条西3丁目

北海道十勝支庁告示第20号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年10月4日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
給食用器材（食器類）
ア 仕切り皿（φ200×26） 3,000個
イ 小 皿（φ145×33） 3,000個
ウ カレー皿（φ200×38） 3,000個
エ 丼（φ164×64） 3,000個
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 納 入 期 日 平成15年1月31日（金）
(4) 納 入 場 所 幕別町学校給食センター
2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
3 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目
北海道十勝支庁総務部会計課
入札執行の場所及び日時

- 4 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目
十勝合同庁舎3階 講堂
(1) 入 札 日 時 平成14年10月25日（金） 午前11時
(2) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(3) 開 札 日 時 (2)に同じ。
(4) 入 札 保 証 金
5 入 札 に 参 加 し よ う と す る 者 は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(1) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
6 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目
北海道十勝支庁総務部会計課
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
7 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。
8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9 契約書作成の要否
要
10 そ の 他
(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道十勝支庁総務部会計課
イ 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目
電話番号 0155 - 27 - 8508 (直通)
- (4) 詳細は、入札説明書による。
- (5) 入札は、公開とする。

釧路市釧路区教育委員会

北海道教育庁釧路教育局告示第 2 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達とは、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年10月 4 日

北海道教育庁釧路教育局長 内 田 幹 秀

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道釧路北高等学校校舎改築等に伴う物品購入

ア 事務機器類 ロッカーほか 62品目 231点

イ 机・椅子類 事務用机ほか 65品目1,041点

ウ 実験台類 移動式実験台ほか 21品目 105点

エ カーテン類 カーテンほか 41品目 56点

オ 図書館用品類 組立式書架ほか 12品目 65点

カ 電化製品類 テレビほか 15品目 30点

(2) 納 入 期 日 平成14年12月15日（日）

(3) 納 入 場 所 北海道釧路北高等学校 瀬棚郡北釧路町字丹羽360 - 1

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第 9 号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2 の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年10月 4 日から11月 1 日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 043 - 8558 北海道釧路市釧路区江差町字陣屋町336番地 3

北海道教育庁釧路教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路市釧路区江差町字陣屋町336番地 3

北海道教育庁釧路教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所

北海道釧路市釧路区江差町字陣屋町336番地 3

北海道釧路市合同庁舎講堂（別館 4 階）

（郵送による場合は、郵便番号 043 - 8558 北海道教育庁釧路教育局企画総務課）

(2) 入 札 日 時 ア 平成14年11月14日（木） 午前10時30分

イ 同 午後 2 時

ウ 同 午後 4 時

（アからウまでの郵送による場合は、11月13日までに必着のこと。）

エ 平成14年11月15日（金） 午前10時30分

オ 同 午後 2 時

カ 同 午後 4 時

（エからカまでの郵送による場合は、11月14日までに必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以

下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5以上に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条の定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道教育庁檜山教育局企画総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 10 その他 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁檜山教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 043 - 8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 電話番号 01395 - 2 - 1010 内線 3115 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。	(7) 詳細は、入札説明書による。 11 Summary A. Nature and quantity of products to be procured : (a) Locker and others 62 items (231 units) (b) Office desk and others 65 items (1,041 units) (c) Movable experiment and others 21 items (105 units) (d) Curtain and others 41 items (56 units) (e) Knockdown book shelf and others 12 items (65 units) (f) Television and others 15 items (30 units) B. Bid tendering date and time : (a) 10 : 30 A. M. November 14, 2002 (b) 2 : 00 P. M. November 14, 2002 (c) 4 : 00 P. M. November 14, 2002 ((a)~(c) If mailed, bids must arrive no later than November 13) (d) 10 : 30 A. M. November 15, 2002 (e) 2 : 00 P. M. November 15, 2002 (f) 4 : 00 P. M. November 15, 2002 ((d)~(f) If mailed, bids must arrive no later than November 14) C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Hiyama District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 336-3 Zinya-cho Esashi-cho Hiyama-Gun, Hokkaido, 043-8558, Japan Phone : 01395-2-1010 Ext. 3115 12 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定されている物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 北海道檜山北高等学校校舎改築等に伴う物品購入 (1) 名 称 及 び 数 量 ア コンベアーほか 3品目 3点 (園芸機器類) イ プロジェクタほか 13品目 15点 (視聴覚機器類) ウ オートンほか 8品目 11点 (食品加工・調理機器類) エ 低温蒸気土壤消毒器 1品目 1点 (園芸用土壤消毒機器類) オ パソコンほか 16品目166点 (パソコン及び周辺機器類) カ 活着促進養生室 1品目 1点 (野菜苗養生管理機器類) キ 顕微鏡ほか 24品目115点 (理科機器類)
--	---

平成十四年十月四日

金 曜 日

三〇

ク クリーンベンチほか 1品目 2点 (生物実験用空気洗浄機器類)
(2) 予 定 時 期 平成14年12月ごろ

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印 編 発

刷 集 行

富 北
士 海
ブ 道
リ 総
ン 務
ト 部
株 法
式 制
会 文
社 書
道 課